

沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において交付する沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 沼田市内に住所を有する者
- (2) 満65歳以上の者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
 - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
 - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

2 補助金の交付の対象となる電話機等は、補助対象者が属する世帯につき1台限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電話機等の購入及び設置に要した額とし、5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電話機等を購

入後、速やかに沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金交付請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後に購入した電話機等に係る申請について適用し、同日前に購入したものに係る申請については、なお従前の例による。